

指定放課後等デイサービス  
利用契約書

指定放課後等デイサービス「放課後等デイサービス クルハウス」  
当事業所は北海道の指定を受け運営している、放課後デイサービス事業所です。  
(北海道指定 第 0153501846 号)

特定非営利活動法人くるくるネット  
指定放課後等デイサービス利用規約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と特定非営利活動法人くるくるネット（以下「事業者」といいます。）は、事業者が、放課後等デイサービスを希望し、利用者に扶養義務がある

\_\_\_\_\_（以下「サービス対象者」といいます。）に対して提供する「放課後等デイサービス事業（以下「事業」といいます。）について、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

締結日：令和 年 月 日

利用者  
住所

（保護者）  
氏名 印

（児童）  
サービス提供者 氏名 印

事業者  
所在地 北海道室蘭市知利別町2-22-31  
名称 放課後等デイサービス クルハウス  
代表者 理事長 鳥山 晃 印

## 第1章 総 則

### (契約の目的 第1条)

本契約は、サービス対象者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者がサービス対象者に対し施設利用を提供して、日常生活における基本動作を目的として、児童福祉法に基づく「放課後デイサービス事業」のサービスについて定めます。

### (デイサービス 第2条)

- 1 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の事業をサービス対象者に提供するものとします。
- 2 事業の提供は指導員等の従業者が担当します。
- 3 事業者はサービス対象者の障害の程度に応じて、利用者に事業を提供します。
- 4 事業者は日常生活の支援にあたっては、適切な技術をもっておこないます。
- 5 事業者は事業の提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

### (契約期間 第3条)

- 1 この契約の期間は、締結日からサービス対象者の障害児通所給付費期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までの7日間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、かつサービス対象者の障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第2章 利用料金

### (利用料金 第4条)

- 1 事業者は、事業の提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。
- 2 利用者は、事業の対価として市町村が定める定率負担額及び児童福祉法に基づく障害児通所給付対象料金を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、利用者及びサービス対象者の希望による特別なサービス提供の対価として、別紙「利用料金表」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

### (利用料金の支払い等 第5条)

- 1 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌日15日までに利用者へ送付するものとします。
- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金を、当社指定の払い込み方法（現金・銀行口座へ振り込み）をお願いします。
- 3 事業者は、利用者から現金納付による利用料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

## 第3章 事業者の義務

### (事業者の姿勢 第6条)

- 1 事業者は、サービス対象者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

### (事業者の義務 第7条)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、サービス対象者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、常にサービス対象者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。
- 3 事業者は、サービス対象者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者（または扶養義務者）に連絡する等の措置を講ずるとともに、事業所が連携する医療機関（神島整形外科）又は利用者（または扶養義務者）のかかりつけ医療機関での診察を依頼します。

### (守秘義務 第8条)

- 1 事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得たサービス担当者、またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。
- 2 事業者は職員が退職後、在職中知り得たサービス対象者、またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講ずるものとします。

## 第4章 損害賠償

### (損害賠償 第9条)

- 1 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者（または扶養義務者）及び関係市区町村に連絡を行うとともに、必要な

措置を講じます。

2 事業者は、本契約に基づく事業の提供により、事業者の責に帰すべき事由によりサービス対象者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。

3 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

(書類整備 保存 第10条)

1 事業者はサービス対象者に対する事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

2 利用者は事業所にて当該サービス対象者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は当該サービス対象者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができますただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(損害賠償の対象外となる事項 第11条)

1 事業者は自己の責に記すべき理由がない場合、事業者は損害賠償の責任を負いません。下記のような場合、事業者は賠償責任を免れます。

- ① 利用者が契約終了時にサービス対象者の心身の状況および病歴等の重要事項についてこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② サービス対象者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスと因果関係がない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者及びサービス対象者が、事業者もしくはそのスタッフの指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 第5章 契約の終了

(契約の終了事由 第12条)

1 利用者は、下記の場合において、文章でこの契約を解約することができるものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく事業を提供しない場合。
- (2) 事業者が第8条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、文章で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの行為を行ったと認めるとき。
- (2) 天災・災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- (3) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにも関わらず、その期限までにサービス利用の支払いがないとき。

## 第6章 その他

(協議事項 第13条)

1 本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄 第14条)

1 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記押印の上、各1通を保有するものとします。